

千葉市・高等教育機関連携公開講座開設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市内の大学、短期大学等の高等教育機関並びに大学及び短期大学等に在職する者（以下「大学等」という。）が、千葉市と連携し、市民の学習活動を支援するため、大学等が行う千葉市・高等教育機関連携公開講座開設事業（以下「公開講座開設事業」という。）に要する経費について、予算の範囲において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、公開講座開設事業を行う大学等に対し、千葉市・高等教育機関連携公開講座開設事業補助金（第2条(3)以外の規定において「補助金」という。）を交付する。

(補助事業者、経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる公開講座開設事業の補助事業者、経費及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者 公開講座を開設する市内に存する大学等
- (2) 経 費 補助事業者が自ら大学等において実施する公開講座(以下「公開講座」という)の開設に必要な経費で、市長が相当と認めたもの
- (3) 補 助 額 公開講座開設費から受講料その他の反対給付及び他の補助金等を控除した経費に50%を乗じた額。ただし、1公開講座当たり20万円を限度とする。

(公開講座開設期間)

第3条 公開講座開設事業の開設期間は、1年以内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める期日までに、公開講座開設事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 公開講座開設事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 交付を受けた補助金は、補助事業を遂行するために直接必要な経費以外の経費にこれを使用してはならない。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、公開講座開設事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、公開講座開設事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長の定める期日までに公開講座開設事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算内訳書(様式第7号)

(2) 公開講座実績書(様式第8号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、公開講座開設事業補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をするときは、公開講座開設事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、公開講座開設事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、公開講座開設事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、公開講座開設事業補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(研究成果の公表)

第13条 市長は、公開講座開設事業における成果を公表することができる。

附 則

この要綱は、平成13年6月29日から施行し、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。